

「写」

七中総総第九五八号

令和七年九月十七日

中央区長 山 本 泰 人

中央区議会議長

原 田 賢 一 様

損害賠償の額の決定に関する専決処分について

「損害賠償の額の決定および和解に関する区長の専決処分について」（昭和三十七年三月中央区議会議決）に基づき、左記のとおり損害賠償額の決定を専決処分しましたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第二項の規定により報告します。

記

一 事件名

国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条第一項の規定に基づく損害賠償事件

二 決定年月日

令和七年七月二十五日

三 損害賠償額

八万四千四百四十九円

四 損害賠償の相手方

東京都八王子市八幡町

女性（事件当時の年齢 三十一歳）

五 事件の概要

会計年度任用職員に係る傷病手当金に関する申請の手続について、預かった書類を一時的に紛失し提出が遅延したことにより、一部の傷病手当金の受給資格を喪失させた。このため、国家賠償法第一条第一項の規定に基づき、本区に対して損害賠償の請求があったことに伴い、前記金額のとおり損害賠償額を決定したものである。